認定NPO法人への寄附金

個人が支出した寄附金の控除について

個人が支出した寄附金の控除

国や地方公共団体、特定の公共法人などに寄附をした場合は、確定申告を行う事で、 所得税及び復興所得税が還付される場合があります。

認定 NPO に対する寄附金とは

特定非営利活動法人のうち一定の要件を満たすものとして認められたもの(認定 NPO 法人等に)対する寄附金(その寄附をした人に特別の利益が及ぶものを除きます。)で、特定非営利活動に係る事業に関連するもの。認定 NPO 法人等に対し、認定の有効期間内に支出する寄附金について下記の控除が適用されます。

注: 当法人の認定有効期間は令和3年1月15日~令和8年1月14日となります。

● 個人が支出した政治活動に関する寄附金のうち政党若しくは政治資金団体に対する寄附金又は認定 NPO 法人等若しくは公益社団法人等に対する寄附金については、①寄付金控除(所得控除)の適用を受けるか、②寄附金特別控除(税額控除)の適用を受けるか、どちらか有利な方を選ぶことができます。

旦休的には

① 寄附金控除(所得控除)・・・その年中に支出した寄附金の額の合計から 2 千円を控除した金額を、その年分の総所得総額金額から控除できます。

【算式】 寄附金の額の合計額―2 千円=寄附金控除額

注: 寄附金の額の合計額は、総所得金額の 40%相当額が限度です。

② 寄附金特別控除(税額控除)・・・その年中に支出した寄附金の額の合計から 2 千円を控除した金額の 40%相当額をその年分の所得税額から控除できます。

【算式】 (寄附金の額の合計額-2千円) X40%=税額控除額

(100 円未満の端数は切り捨て)

注1: 寄附金の額の合計額は、総所得金額の40%相当額が限度です。

注2:税額控除額は所得税額の25%相当額が限度です。

モデルケース

所得控除を選択した場合

(例1)給与収入300万円の方が1万円寄附 した場合、<u>所得税400円</u>税額が減少。

(例2)給与収入500万円の方が1万円寄附 した場合、<u>所得税800円</u>税額が減少。

(例3)給与収入700万円の方が1万円寄附した場合、<u>所得税1,600円</u>税額が減少。 (計算式)

所得税額の減少額

⇒課税所得×所得税率 - (課税所得 - (寄附金 - 2千円))×所得税率)(例1;5%,例2;10%,例3;20%)

税額控除を選択した場合

(例1)給与収入300万円の方が1万円寄附した場合、所得税3,200円税額が減少。

(例2)給与収入500万円の方が1万円寄附した場合、<mark>所得税3,200円</mark>税額が減少。

(例3)給与収入700万円の方が1万円寄附し た場合、<mark>所得税3,200円</mark>税額が減少。

(対算式)

所得税額の減少額(<mark>税額控除を選択した場合</mark>) ⇒(寄附金額 - 2千円)×40%

なお、税額控除額の上限は所得税額の25%

控除を受けるための手続き

- 1. 寄附金控除を受けるためには、認定 NPO 法人等からの領収書が必要となります。 入金確認後、当法人事務局より領収書を発送させて頂きます。
- 2. 寄附金控除は『年末調整』では受けられませんので、給与所得者の場合でも、確定申告が必要となります。ご勤務先から『源泉徴収票』をご入手ください。
- 3. 確定申告書と認定 NPO 法人寄附金特別控除額の計算明細書を作成及び寄附金控除の場合、還付金が発生しますので、振込先の銀行口座を記載した上で、最寄りの税務署にご提出下さい。

※寄附先が個人住民税の税額控除対象の場合は、一緒に住民税の分も申告可能です。ご 自身の寄附先が対象かどうか、お住まいの自治体(都道府県と市区町村)税務担当課に お問い合わせ下さい。

※確定申告などの詳しい手続きについては、『国税庁ホームページ』をご参照頂くか、 最寄りの税務署へお問い合わせください。